

(注)令和8年度以降の町県民税(住民税)に適用される内容となります。

種類	要件	控除額																				
雑損控除	前年中に災害などにより資産について損失を受けた場合	<p>①と②のいずれか多い方の金額</p> <p>損失の金額-保険などで補てんされる金額=(A) ①(A)の金額-(総所得金額等×10%) ②(A)の金額のうち災害関連支出の金額-5万円</p>																				
医療費控除	前年中に医療費等を支払った場合 ※(a)(b)のいずれか	<p>支払った金額-保険などから補てんされた金額=(A) ① 合計所得金額 × 5% ② 10万円 (A)-(①または②とのいずれか少ない金額)=(a)</p> <p>最高限度額 200万円</p> <p>特定一般用医薬品等購入費-保険などから補てんされた金額=(B) (B)-12,000円=(b) (セルフメディケーション税制の適用要件をみたす者に限る)</p> <p>最高限度額 88,000円</p>																				
社会保険料控除	前年中に社会保険料(国民健康保険、介護保険、国民年金など)を支払った場合	支払った金額																				
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済制度及び心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合	支払った金額																				
生命保険料控除	前年に、生命保険料(新・旧)、個人年金保険料(新・旧)、介護医療保険料を支払った場合	<p>前年に支払った生命保険料、個人年金保険料、介護保険料について、それぞれ下記①②③により計算したものの合計額。(最高控除額は70,000円。)</p> <p>①旧契約(平成23年12月31日以前に契約)の生命保険料、個人年金保険料が該当。最高控除額は35,000円。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年の支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払った保険料全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超、40,000円以下</td> <td>(支払った保険料)×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超、70,000円以下</td> <td>(支払った保険料)×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②新契約(平成24年1月1日以降に契約)の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料が該当。最高控除額は28,000円。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年の支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払った保険料全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超、32,000円以下</td> <td>(支払った保険料)×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超、56,000円以下</td> <td>(支払った保険料)×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③生命保険料または個人年金保険料について、旧契約と新契約の双方の適用を受けるとき。最高控除額は28,000円。ただし、旧契約の控除額が28,000円を超える場合は、旧契約控除額のみが適用されます。</p> <p>上記①+②</p>	前年の支払保険料	控除額	15,000円以下	支払った保険料全額	15,000円超、40,000円以下	(支払った保険料)×1/2+7,500円	40,000円超、70,000円以下	(支払った保険料)×1/4+17,500円	70,000円超	35,000円	前年の支払保険料	控除額	12,000円以下	支払った保険料全額	12,000円超、32,000円以下	(支払った保険料)×1/2+6,000円	32,000円超、56,000円以下	(支払った保険料)×1/4+14,000円	56,000円超	28,000円
前年の支払保険料	控除額																					
15,000円以下	支払った保険料全額																					
15,000円超、40,000円以下	(支払った保険料)×1/2+7,500円																					
40,000円超、70,000円以下	(支払った保険料)×1/4+17,500円																					
70,000円超	35,000円																					
前年の支払保険料	控除額																					
12,000円以下	支払った保険料全額																					
12,000円超、32,000円以下	(支払った保険料)×1/2+6,000円																					
32,000円超、56,000円以下	(支払った保険料)×1/4+14,000円																					
56,000円超	28,000円																					

(注)令和8年度以降の町県民税(住民税)に適用される内容となります。

種類	要件	控除額														
地震保険料控除	前年中に地震保険料、旧長期損害保険料を支払った場合	<p>前年中に支払った地震保険料、旧長期保険料について、それぞれ下記①②により計算したものの合計額。(最高控除額は25,000円。)</p> <p>地震保険と長期損害保険が一緒になっている契約については、それぞれの控除額を計算し、どちらか有利な方を選択する。</p> <p>①地震保険料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年の支払保険料</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下</td><td>(支払った保険料) × 1/2</td></tr> <tr> <td>50,000円超</td><td>25,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>②旧長期損害保険料(平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料で10年以上の契約期間で満期返戻金などを支払う特約があるもの。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年の支払保険料</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以下</td><td>支払った保険料全額</td></tr> <tr> <td>5,000円超、15,000円以下</td><td>② × 1/2 + 2,500円</td></tr> <tr> <td>15,000円超</td><td>10,000円</td></tr> </tbody> </table>	前年の支払保険料	控除額	50,000円以下	(支払った保険料) × 1/2	50,000円超	25,000円	前年の支払保険料	控除額	5,000円以下	支払った保険料全額	5,000円超、15,000円以下	② × 1/2 + 2,500円	15,000円超	10,000円
前年の支払保険料	控除額															
50,000円以下	(支払った保険料) × 1/2															
50,000円超	25,000円															
前年の支払保険料	控除額															
5,000円以下	支払った保険料全額															
5,000円超、15,000円以下	② × 1/2 + 2,500円															
15,000円超	10,000円															
障害者控除	本人またはその控除対象配偶者及び扶養親族が障がい者の場合	<p>①障がい者1人につき26万円 ②特別障がい者の場合、1人につき30万円 同居特別障がい者の場合、1人につき53万円</p>														
寡婦控除	次のいずれかに該当する場合 ①夫と死別・離婚又は生死が不明で扶養親族(子以外)があり、合計所得金額が500万円以下で事実婚無し ②夫と死別又は生死が不明で合計所得金額が500万円以下で事実婚無し ※12月末日の現況により判別	26万円														
ひとり親控除	次のいずれかに該当する場合 ①夫と死別・離婚又は生死が不明で、扶養親族である子を有し、合計所得金額が500万円以下で事実婚無し ②妻と死別・離婚又は生死が不明で、扶養親族である子を有し、合計所得金額が500万円以下で事実婚無し ③未婚のひとり親で、扶養親族である子を有し、合計所得金額が500万円以下で事実婚無し ※12月末日の現況により判別	30万円														
勤労学生控除	前年の合計所得金額85万円以下で給与所得等以外の所得金額が10万円以下の勤労学生の場合	26万円														

(注)令和8年度以降の町県民税(住民税)に適用される内容となります。

種類	要件	控除額																																														
配偶者控除	生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円(給与のみの人は、収入金額が123万円)以下の場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>居住者(納税義務者)の合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th></th> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超1,000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>			居住者(納税義務者)の合計所得金額	控除額			控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	33万円	38万円	900万円超950万円以下	22万円	26万円	950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	1,000万円超	0円	0円																										
居住者(納税義務者)の合計所得金額	控除額																																															
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																																														
900万円以下	33万円	38万円																																														
900万円超950万円以下	22万円	26万円																																														
950万円超1,000万円以下	11万円	13万円																																														
1,000万円超	0円	0円																																														
配偶者特別控除	前年の合計所得が1,000万円以下の人で、生計を一にする配偶者を有し、かつ、配偶者の前年の合計所得金額が58万円を超える133万円以下の場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>居住者の合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万円超95万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超135万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>			居住者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者の合計所得金額	所得金額	控除額		58万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円	95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超135万円以下	3万円	2万円	1万円
居住者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																													
配偶者の合計所得金額	所得金額	控除額																																														
58万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円																																													
95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円																																													
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円																																													
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円																																													
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円																																													
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円																																													
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円																																													
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円																																													
130万円超135万円以下	3万円	2万円	1万円																																													
扶養控除	生計を一にする扶養親族の前年の合計所得金額が58万円(給与のみの人は、収入金額が123万円)以下の場合	<p>①扶養親族が16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満(一般扶養親族)の場合 1人につき33万円</p> <p>②扶養親族が19歳以上23歳未満(特定扶養親族)の場合 1人につき45万円</p> <p>③扶養親族が70歳以上(老人扶養親族)の場合 1人につき38万円</p> <p>老人扶養親族が父母などで同居している場合(同居老親等) 1人につき45万円</p>																																														
特定親族特別控除	生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の扶養親族で、合計所得金額が58万円を超える123万円以下の場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特定親族の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万円超95万円以下</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>31万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>21万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超120万円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超123万円以下</td> <td>3万円</td> </tr> </tbody> </table>			特定親族の合計所得金額	控除額	58万円超95万円以下	45万円	95万円超100万円以下	41万円	100万円超105万円以下	31万円	105万円超110万円以下	21万円	110万円超115万円以下	11万円	115万円超120万円以下	6万円	120万円超123万円以下	3万円																												
特定親族の合計所得金額	控除額																																															
58万円超95万円以下	45万円																																															
95万円超100万円以下	41万円																																															
100万円超105万円以下	31万円																																															
105万円超110万円以下	21万円																																															
110万円超115万円以下	11万円																																															
115万円超120万円以下	6万円																																															
120万円超123万円以下	3万円																																															
基礎控除	合計所得金額が2,500万円以下の場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>居住者(納税義務者)の合計所得金額</th> <th>基礎控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~2,400万円</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>			居住者(納税義務者)の合計所得金額	基礎控除額	~2,400万円	43万円	2,400万円超2,450万円以下	29万円	2,450万円超2,500万円以下	15万円	2,500万円超	0円																																		
居住者(納税義務者)の合計所得金額	基礎控除額																																															
~2,400万円	43万円																																															
2,400万円超2,450万円以下	29万円																																															
2,450万円超2,500万円以下	15万円																																															
2,500万円超	0円																																															